

海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

自宅に、事業者から海産物を買わないかと電話がかかり、断ったにもかかわらず一方的に送ると告げられて電話が切れたという相談が寄せられています。カニなどの海産物の購入機会が増える年末年始は特に注意が必要です。

■【事例】電話で海産物を勧められ、断ったにもかかわらず、商品を届けると一方的に電話を切られた海産物を販売する事業者から、以前購入してもらった方に案内していると電話があり、「今年も良い品が入ったのでお送りします」と言われた。この事業者から購入したかどうか覚えていない。冷凍庫に入らないし必要ないと断ったが、売り上げが減少して倒産しそうだと強引に勧誘された。何度も断ったにもかかわらず、海産物を届けると言って一方的に電話を切られた。もし届いたらと不安だ。

■商品の送付を承諾していないのに、一方的に送り付けて代金の支払いを請求する手口があります

「電話で海産物を勧められ、断ったのに代引き配達で商品が届いてしまった」との相談が増えています。勧誘の電話で断ったにもかかわらず、または、事前に電話などがなく、一方的に商品を送り付けて代金の支払いを請求する手口を、送り付け商法（ネガティブオプション）と言います。このような場合は売買契約が成立しておらず代金を支払う義務はないので、商品が届いた場合は受け取りを拒否しましょう。

また、事業者からの電話で勧誘され契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日以内は通知を出すことでクーリング・オフができます。代引き配達で届いた場合、代金は支払わず、商品はいったん持ち帰りをお願いします。その際、宅配業者に事情を伝えて、配達伝票などから業者名（あれば代表者名も）、住所、電気番号を控え、クーリング・オフの通知を出しましょう。

商品を受け取っていても、クーリング・オフはできます。あきらめず、早めに消費生活センターにご相談ください。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。消費生活相談は当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります